

JFCC

VIEWS

創造と共生の社会をめざして

C O N T E N T S

松方康理事長から熊谷一雄理事長へ	1
移行申請時及び移行後の「事業安定等のための基金」の取り扱いについて	2
平成22年度初任者研修の開催／平成22年度4部会の合同部会を開催	4
「21世紀を駆動する助成活動」 RISTEX 有本建男氏講演	5
資産総額上位100財団 年間助成額上位100財団	7
平成22年度事業計画・収支予算	9
助成財団ニュース	10
インフォメーション／編集後記	12

前理事長の松方 康氏は、三井住友海上文化財団の理事長の他多くの要職に就かれる中、2005年4月、当センターの第7代理事長に就任しました。

松方前理事長在任の5年2ヶ月の間は、わが国の助成財団（公益法人）にとって歴史に残る激変期でした。

その1つは、在任中の2008年12月1日に公益法人制度改革が8年間の紆余曲折を経て実施されたことです。就任した頃は、有識者会議の報告を受け公益法人制度改革の基本的枠組みが具体化した頃で、その後、立法化作業が開始される一方、政府税制調査会において寄附金税制を含めた非営利法人税制の基本的考え方が示されることにより、制度改革が具体化に向け一気に動き出した時期でした。

2つ目は、2007年のアメリカの住宅バブル崩壊（サブプライムローン問題）に端を発し、2008年にはリーマン・ブラザーズ証券が倒産するなど世界的な金融危機が発生し、この影響はわが国の経済にも多大なダメージを与えました。100年ぶりの抜本的な公益法人制度改革が100年に1度の金融危機の最中で実施されることになり、助成財団の運営は過去にない厳しい環境に見舞われました。

この大きな節目に、機関紙「JFCC Views」に連載の理事長対談では各方面の有識者と対談し、この激動期における助成財団の対応について貴重な意見交換を行い、それを受けて公益認定等委員会事務局への提言を行う等、この厳しい環境変化に正面から取り組まれ、助成財団界の発展及び当センターのために多大なご尽力をいただきました。

松方康理事長から 熊谷一雄理事長へ



熊谷新理事長（左）と松方前理事長（右）

第8代の熊谷一雄理事長は（株）日立製作所の代表取締役副社長を経て現在は同社の名誉顧問、公益財団法人倉田記念日立科学技術財団、財団法人日立国際奨学財団、同日立みらい財団の各理事長を務めています。

日立製作所では社長室に在席していた入社8年目に、倉田記念日立科学技術財団の設立事務局を担って以来財団との関係が出来、その後も日立製作所の5つの財団にかかわりを持っています。また、制度改革に関しましては、平成19年1月から行政改革推進本部事務局が開催した「新たな公益法人制度への移行準備に関する研究会」（座長：能見善久東大大学院教授）において、認定法の政令・府令の主要事項や公益認定等委員会の運営に関する主要事項についての研究会に委員として参加しました。

制度改革が実施されて1年半が経過しますが、移行申請の現状は全公益法人数の10%にも満たない状況にあり、助成財団には残された3年半の移行期間の中でも、早期での移行が期待されています。また、移行が完了した助成財団にあっては新制度の特徴を生かした柔軟な助成事業の展開が期待されています。

助成財団センターは熊谷新理事長の下、新制度への移行支援を徹底すると共に、今後のわが国の社会においてますます重要になってくる民間公益活動を支える民間資金や資源を提供する助成財団の支援センター、情報センターとして新しい公益法人制度が目指している社会的役割を果たすべく努力をしております。（文責 田中 皓）

移行申請時及び移行後の 「事業安定等のための基金」の 取り扱いについて

公益財団法人への移行を目指す、助成財団（収益事業を行わず、運用収入・株式配当収入・寄附収入等を主たる収入源とする）にとって大変関心の高い、特定資産に計上している「事業安定等のための基金」（内部留保30%超を基金化したものを含む。以下「〇〇基金」という）の移行申請時及び移行後の取り扱いについて、下記の通り取り纏めましたので、参考にして下さい。

1. 現在の基金

現在、特定資産（大科目）に計上している「〇〇基金」（中科目）は、その運用収益を公益事業実施のために使用するほか、公益事業実施上必要な場合は理事会の決議を経て、その一部又は全部を取り崩し、公益事業実施のための費用支払いに充てることができることとなっているものと思います。そしてその旨を、内部規則の「基金規程」に定めておられるでしょう。

特例民法法人にあっては、公益事業実施のため必要であれば、運用収益、元本ともに、事業費にも管理費にも充てることが可能になっている法人が多いと思われます。

2. 新たな制度における基金

（1）遊休財産額算定上の資産区分

新たな制度の公益法人に移行しますと、法令等の定めにより、費用について、公益目的事業実施費用と管理費の区別を、その財源も含めて行うよう要求されます。

そして、「〇〇基金」の運用収益を、公益目的事業実施費用に充てるか、管理費に充てるかによって、遊休財産額を算定する上での資産（元本）の区分が、公益目的事業実施費用に充てる部分は「公益目的保有財産」、管理費に充てる部分は「公益目的事業に必要な収益事業等その他の業務又は活動の用に供する資産」となります。

「〇〇基金」が、もともと公益事業実施規模の平準化を主たる目的としていることもあり、移行後は全額を「公益目的保有財産」としたいと考えられる法人も多いと考えられます。その場合は、遊休財産額の計算上は全額を「公益目的保有財産」とすると共に、新たな制度に合わせて、「基金規程」の内容も見直す必要があります。

「〇〇基金」に繰り入れる際に、当該資金の取り崩しを当初の目的とすると、「公益目的保有財産」として認められないことがありますので、繰り入れ時の当初の目的は、当該資金の運用収益の公益目的事業費への充当であることが必要です（末尾に掲載の基金規程（例）第2条参照）。

なお、取り崩し金額、時期、使途があらかじめ決まっているときは、特定費用準備資金とするのが制度の趣旨にあっていると考えられます）。

その上で、公益目的事業実施のため必要な場合は、理事会の決議を経て、基金資金（基金の原資）を取り崩して公益目的事業実施費用に充てることができると考えます（基金規程（例）第5条参照）。

【参考1】

「〇〇基金」の原資が寄附金である場合は、遊休財産額の計算上「寄附その他これに類する行為によって受け入れた財産であって、交付者の定めた使途に充てるために保有している資金」（認定法施行規則22条3項6号）として認められる場合があります（この場合、寄附者の意思に従って財産を取り崩し、事業費に充てることも可能です）。

（2）基金規程

「基金規程」は、下記の規程例を参考に作成していただければよいと思いますが、ポイントは

- ①基金の運用益は公益目的事業実施費用にのみ充てられること
 - ②公益目的事業実施のため必要な場合に限り、理事会の決議を経て、基金の一部又は全部を取り崩し、公益目的事業実施費用に充てることができること
 - ③基金は、理事会で基金に繰り入れることを決議した財産及び基金とすることを指定して寄附された財産で構成されること
- の3点でしょう。



(3) 経理上の取り扱い

経理上は、固定資産の特定資産の部に「〇〇基金」の勘定科目で計上し、財産目録において「公益目的保有財産」である旨を表示します。運用の関係で、例えば債券の満期が到来して、次の運用対象購入まで普通預金に滞留する場合も特定資産「〇〇基金」の中で計上し、流動資産の決済用の普通預金とは分けておく管理上間違いがないでしょう。

基金の一部又は全部を定款の規程に基づき基本財産に繰り入れる場合は、当該部分は引き続き「公益目的保有財産」であることに変わりはありません。

【参考2】

「寄附その他これに類する行為によって受け入れた財産であって、交付者の定めた用途に充てるために保有している資金」に該当する基金については、会計処理上は指定正味財産の部に計上されることになります。指定正味財産の用途は寄附者の定めた用途に制約されることになりますので、指定正味財産の用途の制約が解除された場合^(*)を除き、毎期末の残額や運用益も指定正味財産に計上されます。

(*) 例えば寄附者の定めた用途に沿って寄附金を取り崩して使用する場合、指定正味財産に課せられている用途の制約が解除されます。このような場合において取り崩した額は、指定正味財産増減の部から一般正味財産増減の部（経常収益）に振り替えます。実際に事業費として支出した額は、一般正味財産増減の部（経常費用）に計上することになります。

(4) 共用財産

移行申請の際、「〇〇基金」を「公益目的保有財産」と「公益目的事業に必要な収益事業等その他の業務又は活動の用に供する資産」にしたいと考えられた場合は、移行時には認定法施行規則附則第7項の「共用財産」として、合理的な基準で「公益目的保有財産」と「公益目的事業に必要な収益事業等その他の業務又は活動の用に供する資産」に分けます。注意すべきは、このとき分けた金額は移行後も通常変更しないものですので、運用利回りの変化なども慎重に検討して、特に管理費に充てるべき原資が不足することのないようにしたいものです。

共用財産として申請した場合、移行後は、「公益目的保有財産」である「〇〇基金」とは別に「公益目的事業に必要な収益事業等その他の業務又は活動の用に供する資産」たる「△△基金」勘定を作り、規程も、運用収益と取り崩した基金の用途が違ってきますから別のものを作成するのがよいかも知れません（勿論、一つの勘定科目と一つの規程で、判るように管理できないわけではありません）。

(5) 収支相償との関係

このような規程の下で適正に公益目的事業の用に供される「〇〇基金」に、収支相償の計算上発生する剰余金を

理事会の決議により繰り入れた場合は、ガイドライン5. 認定法第5条第6号、第14条関係 (4) 剰余金の扱いその他 ①に定められている「当期の公益目的保有財産の取得」に当たることになり、収支相償の基準は満たされることになると思います。

【参考3】

寄附者による用途の指定がある場合等、剰余金が指定正味財産として整理される場合には、当期に必要な額（指定された用途に沿った寄附金の使用により指定正味財産の用途の制約が解除された額であり、実際に事業費支出の額に一致するものです。）を一般正味財産に振り替えることによって、収支相償の基準は満たされることになると思います（収支相償は一般正味財産増減の部の経常収益と経常費用を比較するものですから、「振り替えた額」と「実際の事業費支出」が等しい限り、経常収支と経常費用が一致するからです）。

〇〇基金規程（例）

第1条 本財団の事業を適正かつ円滑に運営するため、事業安定等のための基金（以下「〇〇基金」という。）を設ける。

第2条 この基金は、勘定科目を固定資産の特定資産に設定し、運用益を公益目的事業実施費用に充てる。

第3条 この基金は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 理事会で基金に繰り入れることを決議した財産
- (2) 寄附者から基金とすることを指定して寄附された財産

第4条 この基金は、理事長（常務理事）が管理し、別途定める規定に従い、安全かつ相応の運用益が得られる方法で運用するものとする。

第5条 公益目的事業の実施のため必要な場合に限り、理事会の議決に加わることができる理事の3分の2以上の決議を経て、この基金の全部若しくは一部を取り崩して、公益目的事業実施費用に充てることができる。

第6条 この規定の変更は、理事会の決議によるものとする。

附 則 この規定は、本財団が公益認定を受けて移行の登記をした日から施行する。

2 本財団が公益認定を受けて移行の登記をした日の前日の財産目録に事業安定等のための基金として記載された財産は、本規程に基づく事業安定等のための基金とする。

以 上

平成22年度 初任者研修の開催

助成財団で新たに勤務を始められた一般職員を対象とした恒例の初任者研修は、去る5月27日と28日に開催し両日で24名の方々が参加しました。午前中は助成財団センターの会議室において、参加者の自己紹介に続いて助成財団の概要及びその業務、社会的役割、公益法人制度改革の意義や取組等のレクチャー、昼は揃ってお弁当を食べながら懇談、交流。午後は最初にトヨタ財団を訪問し、成田課長からトヨタ財団の概要に続き総務・経理部門の実務について丁寧なレクチャーを受け積極的な意見交換を行いました。その後、整然とした事務室や整頓された書類庫を見学、トヨタ財団の日常の実務を垣間見た後、次の訪問先である損保ジャパン記念財団に移動。

損保ジャパンでは、将来の合併も視野に入れた記念財団と環境財団が並列した事務室を見学、富沢事務局長から記念財団の特色や事業概況の説明の後、公募助成の実務についてプログラムの改廃、公募、選考委員会の開催、決定後のフォローへの一連の流れについて説明を受けました。

参加者の感想としては、普段なかなか訪問することのない他の助成財団の事務所訪問と助成財団の日常業務に関する一連の研修は、日ごろ業務に追われる中でなかなか振り返ることのない助成財団の存在意義を改めて認識し、自分の仕事を整理することが出来たと好評でした。

一日がかりの研修後、参加者同士の交流を一層深めるため講師の方々も参加した懇親会を今年初めて開催、日頃の財団での仕事を中心に熱心な情報交換が行われ、参加者の今後の人的ネットワークの構築の一助ともなりました。

この初任者研修に昨年参加された方々には、メールによる1年後の現況伺いを実施するなどのフォローを行いました。研

修会の後も昨年の参加者同士が交流会を自ら開催するなどの取組が報告されています。



また、管理者向けの恒例の初任者研修は、7

月2日に20名の方々が参加されルーテル市ヶ谷センターで開催しました。午前中は参加者の自己紹介に続いて、助成財団のあらましと公益法人制度改革の意義、移行申請実務のポイント、財団運営に関する事務局業務のポイントについての基礎的なレクチャーと質疑応答を行いました。

午後からは、個別財団の特徴を踏まえた財団運営のポイントや助成財団の管理者としての心構え等について講演と質疑を行いました。セゾン文化財団の片山常務理事からは新しい価値を創造していく育成型の助成活動への取組、セブンイレブン記念財団の山口常務理事からは社会ニーズの変化に即応した助成事業の転換、事業の拡大についての取組、三菱財団の水野常務理事からは膨大な研究助成の選考や選考委員との関係作り等についてそれぞれ興味深い経験談を講話いただき、活発な質疑を行いました。

研修会終了後、参加者同士の交流を一層深めるため講師の方々も参加した懇親会を初めて同時開催しました。

参加者の感想としては、助成財団の総括的な話を聞く中で、基本的な姿勢、助成活動の本質的な課題等を確認・整理ができた、また各財団の責任者の話は、心構えを始め今後の活動に大変参考になる内容だったと好評でした。

平成22年度 4部会の合同部会を開催

—移行認定申請、事務局の事前相談について委員会へ要望—

現在、当センターでは、助成分野別の部会活動として教育、福祉、環境、国内奨学4つの部会が年3～4回の研究活動を継続していますが、かねてより各部会から要望が出ていました移行申請に関する公益認定等委員会事務局（以下「事務局」という。）との意見交換会を5月19日に全国町村議員会館において開催しました。

当日は各部会から40名が出席し、委員会からは木村企画官、行船上席審査監督調査官、高山普及啓発指導官に参加いただき意見交換会を実施しました。

冒頭に2期目を迎えた委員会の動向や最近の認定状況、外部委託による相談会の実施、改定されたホームページ等について説明があり、遅れている移行申請及び認定・認可の処理の今後について事務局の積極的な姿勢が強く打ち出されました。続いて予め提出していた16項目の質問に対して1つ1つ説明がありましたが、その中では、事務局との事前相談が本申請するための必須条件と取られるような事務局の発言をめぐり、そのことが本申請の遅れの原因の1つになっていることもあり質問が

集中しました。事務局からは、移行申請をするに際して当然のことながらそのような条件はまったく無い旨の回答がなされると同時に、公益認定等委員会のホームページの「よくある誤解への回答」にもその旨が掲載されることになりました。

また、主務官庁の指導等もありこれまで多くの助成財団が保有してきた、事業安定化のための特定資産としての基金の移行時の処理についてもその取扱が明確（詳細は本号2頁及び当センターのホームページを参照ください。）になり、助成財団にとって移行処理がやりやすくなりました。

最後に委員会から、特に助成財団については本来の助成事業の公益性の判定には問題がないのでどんどん申請して欲しい、基本的には可能な限り短期間で認定する方向で対処していきたいとの話がありました。

当センターでは、引き続き移行申請に関する財団ごとの個別相談会（毎週水曜日の午後、予約制）や移行申請に関する研修懇談会を開催し、皆さまのスムーズな移行をお手伝いしてまいりますので、些細なことでも遠慮なくお問合せください。



「21世紀を駆動する助成活動」

RISTEX 有本建男氏講演

平成22年6月10日(木)に、助成財団センターは、「21世紀を駆動する助成活動」と題する研修懇談会を主催し(於:ルーテル市ヶ谷センター)、講師に、社会技術研究開発センター(RISTEX)有本建男センター長をお招きいたしました。

社会技術研究開発センター(以下、RISTEXと略)は、独立行政法人科学技術振興機構(JST)傘下の助成機関(ファンディング・エージェンシー)であり、地球温暖化問題や高齢化問題などの社会の現実的チャレンジに取り組む課題解決型の研究・実践プロジェクトへの助成を行っています。

有本センター長は、1974年に京都大学大学院理学研究科修士課程を修了後、科学技術庁に入庁されました。その後、科学技術庁科学技術情報課長、科学技術庁科学技術政策局政策課長、内閣府大臣官房審議官(科学技術政策担当)などを経て、2004年に文部科学省科学技術・学術政策局長に就任。ついで2005年には内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官、2006年から現職に就かれております(独立行政法人科学技術振興機構研究開発戦略センター副センター長を兼任)。

また、政策研究大学院大学、同志社大学、早稲田大学、東京理科大学の客員教授もお務めになり、著書に「グリーン・ニューデールーオバマ大統領の科学技術政策と日本」(共著、丸善ブラネット)、「科学技術庁政策史—その成立と発展」(共著、科学新聞社出版)、「高度情報社会のガバナンス」(共著、NTT出版)などもあります。本田財団の評議員を務め、キヤノン財団の研究助成「理想の追求」プログラムの選考にも携わってられます。

有本センター長のプレゼンテーションとその後の質疑応答のあらましは以下のとおりです。

「国際的に見ると、公的な助成機関(ファンディング・エージェンシー)は、社会的な問題の課題解決という方向に向かっている。RISTEXはこの流れの中で設立された組織。しかし、当初は、コンヴェンショナルな学術研究の枠内で動いており、大学の先生が論文を書けばよいという話になっていた。これでは存在意義がないという事業評価を受けて、4年前から事業の枠組みの大きな切り替えを進めている。このため、RISTEXは、科学技術振興機構(JST)の下部組織でありながら、独特の事業の運営と組織文化を持つようになっている。

通常の助成の場合は、どのようなテーマに助成をするのか、選考が最も重要なポイントとなる。選考が終了してスタートすれば3年間くらいは、年に1回の状況報告を受ける程度で、研究グループにお任せするのが常道だろう。しかし、現在のRISTEXでは、放任はしない。積極的に介入をする。研究体制の組み替えもやってもらっている。途中で中止するプロジェクトも出てくる。そのため、領域総括と10名程度のアドバイザーの方々の仕事は相当過重なものになっている。また、領域アドバイザーには、地域の公的機関や、NPO、市民など多様な人にもお願いしている。このため当然のことながら、研究現場への訪問や、会議費(月一回は領域全体の会議、泊まり込みの合宿など)などの間接経費が多くなる。事業仕分けの波の中で

これを守ることはなかなかしんどい。しかし、論文でなく、実践的な価値を生み出すためには、こうした各セクターを繋ぐ、ネットワーク化することが必須と考えている。

また、毎年スクラップ・アンド・ビルドで、新しい領域を設定しているが、その際はまず、現在どういった社会的課題が緊急か、外部のシンクタンクに委嘱して白書や新聞のキーワードを抽出し、構造化する。その上で、全国の多数の関与者の方々にインタビューに行く。実はこれはRISTEXのスタッフにとっては、大変な重労働。その後、数回ワークショップを開き、ステークホルダーに集まってもらい意見交換を行う。だが、これは確立された手法があるわけではない。試行錯誤を繰り返している。

また、採択した課題の研究代表者が、大学の研究者の場合が多いが、研究体制を組んでいただくに当たって、地域のNPOや行政、市民を巻き込むこと、地元のコーディネーター的な人にも参画していただくことで効果的になることが多い。その場合、こうしたコーディネーターをバックアップしていく。日本の大学は、学部自治の下で分野、研究室のタテ割りが堅い。国際的な研究の流れが、課題解決やシステム志向に向かっているのに、日本の大学は動きが遅い。これでは若い日本人研究者は将来国際的舞台に出たときに相当苦労することになる。ただ幸いなことに、社会学者の中でも、日本の現実の社会の問題に実践的にもコミットし、政策提言を行おうという世代が徐々に生まれてきている。こうした層を積極的に育成していくことが重要。

現在の日本政府の競争的な研究助成金の総額は、約5000億円に上る。民間助成財団の助成金の年間総額約600億円に比べると多いが、民間助成財団の助成金もトータルでは相当な額ではないか。問題は日本の社会はタテ割りになっているために、政府資金と民間資金のシナジー効果が発揮できないことにある。米国では、プライベート・パブリック・パートナーシップという枠組みで、両者の相乗効果を強化しようとしている。一つの問題点は、日本の場合政府と民間助成財団の間の情報交換の機会や、人事交流が少なく、問題意識の共有がされていないことにある。

Q RISTEXが助成しているプロジェクトには、NPOや市民団体、行政関係者が入っている。適切なメンバーかどうかをどのように判断するのか。あるいはRISTEXが介入してメンバーを選定していくのか。

A もともと公募する段階から、地域の多様なステークホルダーを巻き込んでほしい旨明示してある。また審査の段階から、彼らの間の関係性が良好なものかどうか意識して聞き取りを行うようにしている。ただ、これを判断することはなかなかむずかしいことも事実。

Q 現在の国際的な潮流は、市民社会の促進という方向性だと

思う。RISTEXからはそれを感じることができないが如何か。

A 自分が常々考えるのは、「神は細部に宿る」というもの。会計検査院や財務省との関係で、RISTEXがNPOに直接助成を行うことはなかなか難しい。しかし現在RISTEXが運営している助成プログラムの助成対象プロジェクトを見ていただければ、多くのNPOが関与していることがわかる。そこには地を這うような活動をされている人も含まれている。

Q RISTEXは助成プロジェクトに対して介入を行うという。重要なのは、介入ではなく、プロジェクトメンバーの積極的な参加を引き出すための支援ではないか。

A RISTEXが、介入についてのルールを成熟、共有しているわけではない。それぞれの領域と領域総括によって介入に対する積極性は異なる。積極的な領域総括は、プロジェクトの運営や助成金の使い方に関して、多くの介入を行っている。コンフリクトが起こることもある。自分はそれくらいの介入をするファンディング・エージェンシーが存在しても良いと考えている。領域総括に対しては、最後の責任は自分がとるので、と伝えてある。

ただ、NPOや市民に対する管理という視点での過重な負担は抑制したほうが良いと考えている。全般的にみると、最近の研究助成で、大学研究者の資金流用などが起こって、過重な管理負担が活動現場にかかり易くなっている。これは気をつける必要がある。もっとも、民間助成財団が介入を助成対象者にたいして行うことは難しいかもしれない。RISTEXが公的ファンディング・エージェンシーであるから可能な側面もあるだろう。

Q 助成しているプロジェクトの規模はどの程度か。

A 一つの領域で、6年が期間で、総額がだいたい20億円程度。一つの領域で、合計12、3程度の研究課題が採択され、2年から5年間継続する。その中で大きいプロジェクトは、数は多くはないが、総額で1億円程度になるものもある。

Q 採択した助成プロジェクトが、複数年にわたって継続となるとときには、RISTEXの側から指名するのか、それとも助成対象者に手を上げてもらうのか。

A 助成対象者の側から継続助成を希望する旨の声を上げてもらい、それに応えるという形式をとる。RISTEXの側から声をかけると、その後介入が難しくならないとも限らない。

Q 助成プロジェクトを一本釣りする方法については如何お考えになるか。

A 公的なファンディング・エージェンシーでは、その方法は難しい。選考プロセスでの公平性を確保しておかないと、後でクレームがつく可能性がある。一方、RISTEXが助成領域を立ち上げる際には、事前に多数の多様なステークホルダーに集まっていただいて、ワークショップを行う。そのワークショップの参加者が、自分たちも関連するプロジェクトを行いたいと手を上げたときには、それを妨げることはしない。彼らは、助成領域についての情報を多く

持っているので、いい企画ができる場合もある。

Q 今後民間助成財団の助成プログラムはどこにターゲットを設定したらよいとお考えか。

A 意見交換を積み重ねられたら如何か。しかし、立派な方々だけを集まっていたいて意見交換をしても多様な新しいアイデアはなかなか出てこない面がある。社会の現場、研究の現場や実務に通暁している人びとを見つけ出す、集めることが肝要。今後、公的な研究助成の担当者と民間助成財団との意見交換の場もあればいいと思う。

Q RISTEXでは評価の問題を如何お考えになっているか。

A 事後評価を実施するためには、最初から領域の狙いを明確にしておく必要がある。ぼんやりとした助成プログラムの狙いでは事後評価ができない。たとえば箇条書きにして、何々の達成を目指すという書き方にしないとだめだ。RISTEXではできるだけそのように領域を設計している。ただ、助成を実施しているうちに、当初の狙いとはずれた、もっと面白いアイデアの活動や流れが出てくることは当然ありえる。その際には、評価委員会にその旨を伝えて、評価してもらうことになる。

以下が担当者の感想です。今回の有本センター長のプレゼンテーションには、国際的なファンディング・エージェンシーの動向や、RISTEXの設立経緯など多様な論点が含まれておりましたが、もっとも強い印象が残るのは、助成プログラム(RISTEXでは領域と呼んでいますが)の運営手法に関わる以下の3点です。

第一に、社会の現実的チャレンジの課題解決のためという目的のもとに、RISTEXが自力で助成の領域を設定していることです。必ずしも方法論としては確立していないということでしたが、繰り返し、多様な関係者に、インタビューやワークショップ、意見交換を行い、社会の動きに関して相当量の情報を集めていることがうかがえます。

第二に、介入という言葉をめぐる議論も生じましたが、選考が終了して、助成金を拠出した後も、助成プロジェクトに対しての網羅的なモニタリングを実施するとともに、そこから持ち帰られた情報を領域会議において分析を行っている点です。このため、助成プロジェクトがどのようになっているのかをつかむことが可能になっています。

第三に、上の点と重なるところがありますが、直接的な助成金以外の、情報収集と分析に相当な経費を投入しているところです。

無論、このような助成プログラム運営の体系的な手法を、体力が異なり、組織文化も異なる民間助成財団にそのまま導入することは難しいし、またその必要もないと考えますが、しかし、現実社会の動向や助成したプロジェクトについての一次情報をこまめに収集し、分析していくという発想には学ぶところが多そうです。

(文責: 本多 史朗)

資産総額上位100財団(2008年度)

(単位:千円)

	基準	財 団 名	資産総額		基準	財 団 名	資産総額
1	新	上原記念生命科学財団	83,255,486	51	新	セゾン文化財団	9,530,536
2	新	笹川平和財団	80,845,564	52	新	飯塚穀育英会	9,432,715
3	新	武田科学振興財団	71,083,596	53	新	樫山奨学財団	8,844,343
4	新	稲盛財団	61,972,155	54	新	沖縄県国際交流・人材育成財団	8,819,553
5	新	ローム ミュージック ファンデーション	45,596,107	55	新	日本証券奨学財団	8,790,519
6	新	トヨタ財団	36,672,976	56	新	しずおか産業創造機構	8,745,334
7	新	微生物化学研究会	36,377,810	57	新	日本建設情報総合センター	8,652,997
8	新	新技術開発財団	34,939,706	58	新	新技術振興渡辺記念会	8,441,237
9	新	交通遺児育英会	34,572,929	59	新	本庄国際奨学財団	8,164,999
10	新	博報児童教育振興会	31,250,774	60	新	ロータリー米山記念奨学会	8,135,774
11	新	ヒロセ国際奨学財団	28,782,696	61	新	マブチ国際育英財団	8,033,585
12	新	河川環境管理財団	28,415,348	62	新	船井情報科学振興財団	7,997,333
13	新	平和中島財団	28,352,419	63	新	小原白梅育英基金	7,745,269
14	新	上月スポーツ・教育財団	24,975,532	64	新	かがわ産業支援財団	7,685,422
15	新	旭硝子財団	23,447,879	65	新	電気通信普及財団	7,650,491
16	新	中島記念国際交流財団	23,133,447	66	新	地球産業文化研究所	7,555,431
17	新	電通育英会	20,811,335	67	新	小山台	7,494,052
18	新	住友財団	20,801,029	68	新	伊藤謝恩育英財団	7,443,671
19	新	三菱財団	19,536,604	69	新	中央競馬馬主社会福祉財団	7,243,885
20	新	小野奨学会	17,938,290	70	新	中富健康科学振興財団	6,723,355
21	新	日本教育公務員弘済会	17,898,182	71	新	トステム建材産業振興財団	6,673,662
22	新	吉田秀雄記念事業財団	17,775,314	72	新	日産科学振興財団	6,627,508
23	新	セコム科学技術振興財団	16,902,600	73	新	高松宮妃癌研究基金	6,615,143
24	新	車両競技公益資金記念財団	16,666,640	74	新	三重県産業支援センター	6,511,856
25	新	国際科学技術財団	16,398,705	75	新	漁船海難遺児育英会	6,452,628
26	新	日揮・実吉奨学会	15,184,989	76	新	東京都公園協会	6,445,882
27	新	内藤記念科学振興財団	15,007,800	77	新	トラスト60	6,334,896
28	新	池谷科学技術振興財団	14,002,082	78	新	天田金属加工機械技術振興財団	6,328,019
29	新	持田記念医学薬学振興財団	13,971,259	79	新	メルコ学術振興財団	6,231,066
30	旧	木下記念事業団	13,841,669	80	新	国土地理協会	6,182,576
31	新	村田学術振興財団	13,835,248	81	新	ライフスポーツ振興財団	6,081,956
32	新	テルモ科学技術振興財団	13,831,472	82	新	テレコム先端技術研究支援センター	6,057,415
33	新	岡田文化財団	13,820,240	83	新	ヤマハ音楽振興会	6,055,000
34	新	飯島記念食品科学振興財団	13,757,558	84	新	東電記念科学技術研究所(現:東電記念財団)	6,004,969
35	新	吉田育英会	13,608,297	85	新	ベターホーム協会	5,986,519
36	新	田口福寿会	13,362,960	86	一	横浜市社会福祉協議会(横浜市ボランティアセンター)	5,954,776
37	新	沖縄県対米請求権事業協会	12,849,943	87	新	古岡奨学会	5,919,053
38	新	放送文化基金	12,560,559	88	新	高橋産業経済研究財団	5,915,739
39	新	東京都道路整備保全公社	12,361,585	89	新	ソルト・サイエンス研究財団	5,807,455
40	新	角川文化振興財団	12,093,662	90	新	笹川スポーツ財団	5,787,815
41	新	木口ひょうご地域振興財団	11,904,631	91	新	前田一步園財団	5,634,003
42	新	ニッセイ財団(日本生命財団)	11,603,390	92	新	大川情報通信基金	5,627,498
43	新	三越厚生事業団	11,237,756	93	新	サトー国際奨学財団	5,606,993
44	新	医科学応用研究財団	11,087,808	94	新	むつ小川原地域・産業振興財団	5,552,151
45	新	霞山会	10,905,231	95	新	アフィニス文化財団	5,545,571
46	新	小林国際奨学財団	10,601,602	96	新	ひょうご科学技術協会	5,526,279
47	新	ユニオンツール育英奨学会	10,410,004	97	新	文化・芸術による福武地域振興財団	5,435,600
48	新	発酵研究所	9,946,812	98	新	清水基金	5,348,090
49	新	国際花と緑の博覧会記念協会	9,917,590	99	新	日本離島センター	5,305,084
50	新	三菱UFJ信託奨学財団	9,629,409	100	新	富山県新世紀産業機構	5,209,645
				合計			1,491,632,027

注) 新: 新会計基準, 旧: 旧会計基準

年間助成額上位100財団(2008年度—2007年度との比較)

(単位:千円)

2008	2007	財 団 名	年間助成額
1	1	大阪府育英会	13,977,631
2	—	日本教育公務員弘済会	2,348,122
3	4	武田科学振興財団	1,659,184
4	3	中央競馬馬主社会福祉財団	1,362,190
5	5	ロータリー米山記念奨学会	1,250,063
6	6	交通遺児育英会	1,068,500
7	7	沖縄県国際交流・人材育成財団	1,034,251
8	8	上原記念生命科学財団	1,028,950
9	11	交流協会	633,709
10	10	平和中島財団	631,801
11	9	車両競技公益資金記念財団	622,926
12	21	ローム ミュージック ファンデーション	543,865
13	15	島根県育英会	539,141
14	14	日本腎臓財団	520,956
15	16	三菱財団	453,000
16	17	河川環境管理財団	447,147
17	12	トヨタ財団	439,318
18	29	内藤記念科学振興財団	403,819
19	71	発酵研究所	391,900
20	18	住友財団	383,366
21	19	栃木県育英会	367,968
22	—	喫煙科学研究財団	363,000
23	23	旭硝子財団	335,000
24	13	笹川平和財団	306,440
25	25	中島記念国際交流財団	305,469
26	35	角川文化振興財団	288,830
27	27	電通育英会	281,360
28	26	日揮・実吉奨学会	272,772
29	32	日産科学振興財団	254,300
30	49	木下記念事業団	249,160
31	28	田口福寿会	248,578
32	38	日本鉄鋼協会	223,200
33	34	ニッセイ財団(日本生命財団)	217,605
34	88	小野奨学会	216,560
35	61	ヒロセ国際奨学財団	215,292
36	55	臨床研究奨励基金	208,161
37	31	国際協力医学研究振興財団	207,881
38	36	池谷科学技術振興財団	205,980
39	30	吉田育英会	205,858
40	20	日本糖尿病財団	203,609
41	41	清水基金	202,800
42	40	日本科学協会	200,215
43	37	稲盛財団	200,000
44	51	セコム科学技術振興財団	199,320
45	42	三菱UFJ信託奨学財団	195,974
46	—	むつ小川原地域・産業振興財団	191,744
47	33	日本アレルギー協会	188,391
48	39	長寿科学振興財団	187,491
49	54	新技術振興渡辺記念会	186,373
50	90	持田記念医学薬学振興財団	181,000

2008	2007	財 団 名	年間助成額
51	46	小原白梅育英基金	167,950
52	44	新技術開発財団	166,420
53	60	東芝国際交流財団	160,495
54	77	松下国際財団	160,346
55	52	東レ科学振興会	159,600
56	47	本庄国際奨学財団	159,000
57	48	笹川スポーツ財団	155,767
58	97	かがわ産業支援財団	154,125
59	45	ミズノスポーツ振興会	150,300
60	50	電気通信普及財団	147,757
61	53	聖ルカ・ライフサイエンス研究所	146,569
62	58	上月スポーツ・教育財団	145,686
63	74	サントリー文化財団	145,200
64	59	日本証券奨学財団	143,538
65	—	三重県産業支援センター	136,078
66	63	東京メソニック協会(通称:メイスン財団)	134,194
67	66	北陸瓦斯奨学会	131,885
68	82	天田金属加工機械技術振興財団	130,990
69	64	飯島記念食品科学振興財団	130,700
70	62	社会安全研究財団	130,437
71	95	村田学術振興財団	130,000
72	68	先進医薬研究振興財団	130,000
73	70	小笠原科学技術振興財団	129,526
74	69	兵庫県国際交流協会	125,842
75	73	医科学応用研究財団	124,300
76	87	広げよう愛の輪運動基金	123,748
77	—	伊予三島奨学会	123,294
78	—	しずおか産業創造機構	120,182
79	85	飯塚毅育英会	120,150
80	78	伊藤謝恩育英財団	120,132
81	75	国際科学技術財団	120,000
82	96	トステム建材産業振興財団	120,000
83	—	鈴木万平糖尿病学国際交流財団	119,500
84	80	中内力コンベンション振興財団	119,493
85	—	国際看護師協会東京大会記念奨学基金	118,980
86	—	高松宮妃癌研究基金	118,165
87	67	井上科学振興財団	109,706
88	—	土佐育英協会	107,624
89	—	檜山奨学財団	103,192
90	—	JFE21世紀財団	102,300
91	—	文化・芸術による福武地域振興財団	101,600
92	84	双葉電子記念財団	101,240
93	91	丸紅基金	100,000
94	98	京都大学教育研究振興財団	99,460
95	79	アイヌ文化振興・研究推進機構	99,367
96	99	富山県新世紀産業機構	98,049
97	—	西村留学生奨学財団	97,440
98	—	ソルト・サイエンス研究財団	97,290
99	24	日中医学協会	96,538
100	93	日立国際奨学財団	96,191
合計			43,180,516

注)2007年度の順位が入っていないものは、①データの提供がなかった、
②100位以下であった、のいずれかである。

平成22年度事業計画・収支予算

去る3月16日開催の当センター理事会、同25日開催の評議員会において、平成22年度の事業計画、収支予算が承認されました。平成22年度は、従来からの継続事業に加え、公益法人制度改革以後を見据えた事業にも取り組んでまいります。

なお、事業計画・収支予算の詳細はセンターのホームページ（www.jfc.or.jp）を参照ください。

重点事業

1. 「新制度移行対応に関する取り組み」

- (1) 当センター及び移行完了した助成財団等との連絡を密にし、その過程で得られた移行申請に関する情報等をこれから移行する助成財団にフィードバックし、参考に供する。
- (2) 必要な研修会、個別移行相談の開催、勉強会への講師派遣等積極的に実施していく。
- (3) 移行申請が進む中、顕在化してくる新制度や公益認定等に関する課題を蓄積、整理し、制度の見直しに向けた提言を積極的に行っていく。

2. 「部会活動の活性化による助成事業の質的向上への取組」

主務官庁制の廃止に伴う環境変化を考慮し、助成分野別部会研究会の活性化に取り組み、助成財団の連携強化を図り、運営や助成事業の質的向上を目指す。

3. 「財政基盤の自立化に向けた取組」

厳しい運営環境が続く当センターの当面の財政基盤の強化については、経済情勢が悪化している中ではあるが、会員拡大、会費収入の増加に向けた取組みと事業収入の80%を占める情報提供事業の販売力強化に重点を置いた取り組みを行う。

4. 「中期計画策定委員会への取組」

新制度を踏まえた当センター機能の充実を目指し「中期計画」の策定に取り組む。

個別の事業は下記の通り。

1. 助成財団等の支援および能力開発事業

1) 相談事業

①助成に関する相談

助成を希望する一般からの相談や外部団体の実施する助成相談会や

助成金セミナー等への講師派遣依頼に積極的に応じていく。

②新設相談

新制度施行により助成財団の新設が容易になるところから、相談の増加が見込まれるため、引き続きのPRと実施を継続していく。

③新制度移行に関する相談

制度改革が施行され、集合研修では対応できない個々の助成財団の課題についての相談に応じるため、本年度も継続して開催し各助成財団の要望に応じていく。

④助成財団特有の一般相談

制度改革以外の助成財団特有の諸問題に対する一般相談を併せ行っているが、助成事業に関する相談業務の開始を検討する。

2) 研修・セミナー事業

制度改革関連テーマ以外に、社会環境の変化を見通した助成財団の運営や職員の教育等のテーマ、または社会ニーズを踏まえた助成プログラムの構築等のレベルアップをテーマとする研修懇談会の開催にも取り組む。

3) 部会事業

同一の分野で活動する助成財団が課題を共有し、助成財団としての活動の質的向上を目指す小グループ研究活動として、教育部会、福祉部会、環境部会、国内奨学部会を開催する。助成財団に係る新制度上の課題及び対策や助成財団の歴史研究等を行う研究活動も検討する。

4) 助成に関する調整事業

複数の助成財団が、特定の同一テーマについて共同して実施する助成を調整する事業については、コーディネーターとしての役割を担っていく。

5) 関連団体とのネットワークの構築・連携事業

関連機関・研究所などの国内外の諸団体との交流や提携を行い、情報交換を通じて助成財団活動の周知並びに向上に資する活動を行う。

6) ホームページサービス事業

現在のサーバの交換が緊急の課題となっており、本年度に対処する。その他、助成財団等の支援および能力開発に必要な事業は随時実施する。

2. 助成財団等に関する情報・資料・データ等の収集及び提供・閲覧事業

1) 情報整備事業

当センターの重要な財産であるデータベースの充実に向け、アンケート調査方式を中心に応募者と助成財団をつなぐための情報収集を行う。

2) 情報提供事業

情報提供事業は、その内容を十分に検討し、ニーズに応え得る情報提供事業としてその充実に取り組む。

3. 助成財団等に関する調査・研究及び提言事業

1) 調査・研究事業

研究助成金のオーバーヘッド問題については、大学や研究機関と助成財団の連携が円滑に行われるように引き続き関連情報を収集し、助成財団から寄せられる相談に対して支援、情報提供を継続していく。

2) 提言活動

個別相談や研修会での質疑、移行アンケート調査等により把握・整理された問題点等に関して、引き続き公益認定等委員会に対して提言を行い、制度の円滑な運用や必要に応じて法改正等の要望を続けていく。

4. 助成財団等の活動に関する普及啓発事業

広報誌発行、メールマガジン配信、ホームページ情報発信を通じて、時宜を得た内容の検討、充実とともに、移行手続きに関する情報の提供だけでなく、助成事業に役立つ情報についても掲載していく。

以上

22年度予算

1. 収入

事業活動収入計	46,180,000
（内訳）財産運用収入	7,770,000
会費収入	24,120,000
事業収入	14,230,000
その他収入	60,000
当期収入合計	46,180,000

2. 支出

事業活動支出計	46,050,000
（内訳）事業費	34,760,000
管理費	11,290,000

3. 当期経常増減額

130,000	
一般正味財産期末残高	73,010,000
指定正味財産期末残高	353,060,000
正味財産期末残高	426,070,000

助成財団 ニュース News

新理事紹介

〈熊谷 一雄 新理事長〉

昭和13年3月2日 福井県生まれ
昭和36年4月 (株) 日立製作所に入社
平成5年6月 同社取締役 本社社長室室長
平成9年6月 同社常務取締役 社長室長
平成11年4月 同社専務取締役 社長室長
平成13年4月 同社代表取締役 副社長
平成15年7月 財団法人倉田記念日立科学技術財団理事長
平成16年4月 (株) 日立製作所特命顧問
平成19年6月 同社名誉顧問
現在に至る なお兼任：財団法人日立みらい財団理事長・同日立国際奨学財団理事長



助成財団センターの理事長に就任いたしました熊谷一雄でございます。

理事長に選任いただき大変光栄に存じますとともに、理事長を務まるかどうか非常に危惧しておりますが、精一杯頑張りたいと存じますのでなにとぞよろしくお願い申し上げます。

1年半くらい前から前任の松方理事長から助成財団センターに力を貸して欲しいというお話を受けておりましたが、その当時は私の経験不足もありますし、他にいくつかの仕事を引き受けている関係からその任にはとても耐えられないと考え固辞し続けておりましたが、この度は是非にと再三のお話もありましてお引き受けさせていただいた次第でございます。

私は昭和36年日立製作所に入社し3年後に社長室に配属され、入社して8年目でしたが、日立の第2代社長の倉田さんが退職金の全額を科学技術振興に役立ててほしいと申し出られ、それを受けて財団を設立することになりその事務局を仰せつかったことから財団との関わりが出来て参りました。

その後、日立にはそれぞれ目的が異なる4つの財団が相次いで設立されてきましたが、40年にわたる日立の中での

職責上、そればかりやっていたわけではありませんが、財団に関係がある立場にいましたものですから深い関心を持ってまいりました。また、公益法人制度改革に関しましては、行革推進本部の移行準備に関する研究会に関わったりもしましたが、それ以上の知識もなければ、経験もないまま、理事長をお引き受けして助成財団のみなさまのお役に立てるのかどうかはいささか不安な気持ちで一杯です。皆さまのご指導ご支援を受けて何とか務めさせていただきたいと思っておりますので、今後ともよろしくご指導のほどお願い申し上げます。

〈濱口 知昭 新理事〉

お生まれ 昭和24年5月12日
大阪大学大学院医学研究科修了後、昭和54年に日本生命保険相互会社に産業医として入社、その後生命保険医学部門に異動。日本保険医学会会長、日本医師会評議員などを歴任。平成12年に、同社取締役役に就任、その後常務取締役、取締役専務執行役員（リスク管理統括）を経て、平成22年に公益財団法人ニッセイ財団副理事長に就任。



助成財団センターの理事にご推挙賜り、光栄に存じております。皆様方のご指導・ご鞭撻のもとに自らを切磋琢磨し、微力ながら助成財団センターの発展に努力してまいりたいと思っています。なにとぞよろしくお願い申し上げます。

〈笹森 道夫 新理事〉

お生まれ 昭和23年9月1日
東北大学法学部卒業後、昭和48年に(株)日立製作所に入社、主に国際事業関連業務に携わる。平成15年に、米国日立データ・システムズ・ソリューションズ・ホールディングス社副社長に就任。平成19年に財団法人日立国際奨学財団常務理事に就任。



このたび助成財団センターの理事に選任されましたことを光栄に存じます。財団の世界に入ってからまだ日が浅いので、皆様のご指導をいただきながら助成財団センター、さらには日本の民間助成財団の発展のために微力ながら努めてまいります。よろしくお願いいたします。

新入会員財団のご案内

平成22年に、助成財団センターにご入会いただいた新会員の皆さまは、以下のとおりです（7月現在：順不同）。

財団法人三菱UFJ信託地域文化財団

（理事長：土居安邦 所在地：東京都中央区）

公益財団法人住友電工グループ社会貢献基金

（代表理事：松本正義 所在地：大阪市中区）

財団法人交通遺児育英会

（会長：清水司 所在地：東京都千代田区）

公益財団法人野村財団

（理事長：氏家純一 所在地：東京都中央区）

財団法人みなと銀行文化振興財団

（理事長：藪本信裕 所在地：神戸市中央区）

一般財団法人国際人材育成機関

（代表理事：山口憲彦 所在地：横浜市中区）

ヨーロッパからのお客さま —ファティア・ビュルクナーさん

今年2月、助成財団センターに珍しいお客さんがありました。ジュネーヴにグループの本拠を置くロンバー・オディエ・ダリエ・ヘンチ（Lombard Odier Darier Hentsch）信託株式会社にお勤めのファティア・ビュルクナー（Fatiah Buerkner）さんです。

ビュルクナーさんは、現在日本においてフィランソロピー専門のプライベート・バンカーとして活動されていますが、ボン大学で日本美術史、特に戦後日本美術界で新

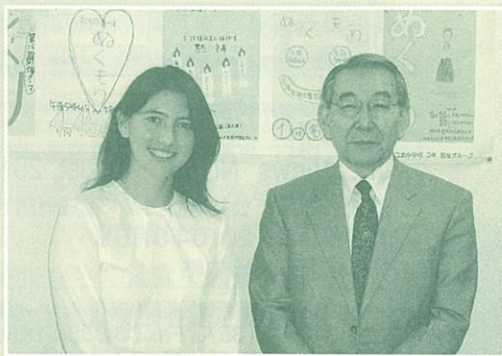
聞社が果たした役割についての研究で修士号を取得されています。その後、ドイツ最大のメディアグループであるベルテルスマン・グループを保有するベルテルスマン財団（Bertelsmann Stiftung）に入団され、欧米の主要財団による「戦略的フィランソロピーに関する国際ネットワーク」のコーディネートを担当されました。つづいて、ハイデルベルグ大学社会的投資センター（Center for Social Investment, the University of Heidelberg）で、「フィランソロピーについての戦略」と題する研究プロジェクトのリーダーを務めた経験もお持ちです。また、ベルリン・スクール・オブ・エコノミクス（Berlin School of Economics）校でも、「チャリティーセクターにおける戦略的同盟」という論文で経営学修士号（MBA）を取得されています。

以上のとおり、ビュルクナーさんはヨーロッパ、特にドイツを中心とする大陸部の民間助成財団界に広範なネットワークを築かれている専門家です。つい先日、ヨーロッパ財団センターの国際会議に出席されました。また、ドイツ語、英語、日本語のいずれにも堪能です。

このように、ヨーロッパの民間助成財団界の状況に詳しい専門家の方が、仕事の関係で日本に在勤しているというのは大変幸運な偶然のように思われます。年内にでも、助成財団センターではビュルクナーさんをお招きして、現在のヨーロッパの民間助成財団界の主要なアクターやその動向、あるいはビュルクナーさんがこれまで経験されたプロジェクトなどについてのテーマで研修懇談会を開くことを計画しています。日時等が決まりましたらご連絡いたします。

1月より本多史朗氏が着任

この1月5日より、当センターに有力な事務局長代理として本多史朗氏が加わりました。本多氏はトヨタ財団のチーフ・プログラム・オフィサーで主に国際助成、研究助成を担当されておりました。その経験を活かし、センターの国際関係の事業をはじめ、事業全般にわたって大きなパワーアップとなることが期待されます。どうぞよろしくお願い申し上げます。



ビュルクナーさんと田中専務理事



I N F O R M A T I O N

助成財団センター研修懇談会のご案内

今年も大阪にて行います。

「移行認定申請のポイント ～収益事業を伴わない助成財団の場合～」

助成財団センター9月の研修懇談会は、皆さまからのご要望が強かった題記テーマを取り上げ、昨年に続き大阪で開催いたします。既に移行・登記を完了された住友財団元専務理事である石川睦夫氏（当センター参与〔移行個別相談担当〕）を講師にお招きし、収益事業を伴わない助成財団に的を絞って、定款（案）の作成と移行認定申請書の作成実務を中心に解説していただき、あわせて皆さまからのご質問にもお答えいただきます。

日時：9月16日（木）午後1時～午後5時

場所：毎日インテシオ4階D会議室（大阪市北区梅田3-4-5）

講師：石川 睦夫氏

会費：会員 5,000円 非会員 8,000円

<定員60名>

制度改革・移行についての個別相談を実施します

当センターでは、公益法人制度改革における移行準備に関する助成財団の個別相談を行っております。相談は、原則事前にご予約の上ご利用いただくことになっておりますが、当面FAXや電話、メールによるご相談も実施しておりますので、お気軽にご利用ください。

相談日時は、毎週原則として水曜日 午後1：00～5：00の間の最長1時間を目途とします。8月は4日（水）、20日（金）、25日（水）と変則開催となります。

助成財団センター夏期休館のお知らせ

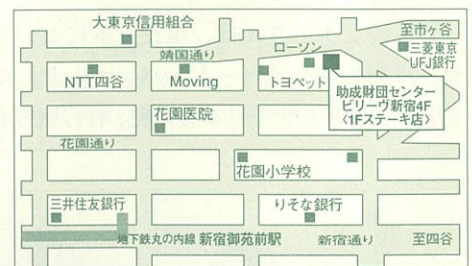
当センターは、8月7日（土）～8月15日（日）まで夏期休館をいたします。この間は資料室の閲覧もできませんのでご注意ください。また、この間MAILの応答、『助成金応募ガイド2010』の発送等もすぐにはできませんのでご了承ください。

編集後記

◆今年度最初の号です。前号より今号までの間に、6月に新理事長熊谷氏への交代、1月にはトヨタ財団より本多氏の着任等、新しい陣容となりました。また、公益財団法人移行後初の決算も無事終わることが出来ました。今後は、より一層の事業の充実に邁進して参りたいと存じます。

◆研修懇談会も新制度移行については引き続き個別相談や研修に力を入れ、適宜皆さまの移行申請作業のお手伝いをしていきますが、本年度は、助成財団の本来業務である助成事業についての研修も計画しております。既に助成財団の中では圧倒的な数がある研究助成について科学技術振興機構社会技術研究開発センター（RISTEX）センター長有本建男氏の講演会を実施いたしました（本号5ページ参照）。今後も助成事業についての研修会を計画しております。開催の詳細が決まりましたら、センターホームページ等でお知らせいたします。

（湯瀬 秀行）



※地下鉄丸の内線新宿御苑前駅の四谷寄りの出口をご利用下さい。（四谷方面からお越しの方はホーム中央の地下通路を反対側に渡って下さい）

JFC Views No.68 August. 2010

編集・発行 公益財団法人 助成財団センター

発行日 2010年8月5日

編集・発行人 田中皓

〒160-0022 東京都新宿区新宿1-26-9 ビリーヴ新宿4階

Tel 03-3350-1857 / Fax 03-3350-1858

URL <http://www.jfc.or.jp>

E-mail pref@jfc.or.jp